

# 浜松市立天竜中学校生徒心得

## 1 通学について

- ① 登下校時は原則として制服を着用する。ただし悪天候の場合は服装を各自判断し、登校してもよい。また、放課後の部活動後の下校は部活動の服装でもよい。
- ② 登下校は交通ルールを守り、保護者と共に確認した安全な通学路を通る。
- ③ 通学に自転車やバスの利用をする場合は、必ず校長の許可を受ける。
- ④ 自転車通学については、次の条件を満たしている者とする。
  - ア 自宅から天竜中学校までの直線距離が1.7km以上であること。
  - イ 学校指定ステッカーを貼った自転車を使用すること。
  - ウ 自転車に乗用する際は、安全のため必ずヘルメットを着用すること。

## 2 服装について

- ① 標準学生服（夏服は白のワイシャツか開襟シャツと学生ズボン。冬服は左襟に校章をつける）や本校指定のセーラー服（ネクタイの結び目に校章をつける）とする。
- ② 通学用の靴は白の運動靴とする。
- ③ 靴下は白とする。（ワンポイントは可。）靴下の長さに規定はないが、儀式の際はくるぶしがしっかりと隠れる長さの靴下を着用する。
- ④ 校内生活の服装は、制服か本校指定の体操服またはジャージとする。
- ⑤ 儀式、朝会、テストなどでは、制服を着用して参加する。
- ⑥ 登下校時にマフラーや手袋、部活動で購入したウインドブレーカーやコートを着用してもよい。ただし脱着は昇降口で行う。また、ジャージの下にトレーナーやセーター、そして体操服の下にスパッツ、アンダーシャツを着用してもよいが、華美でないものとする。（黒・紺・白・灰色など）
- ⑦ 通学用カバンは本校指定のものを使用する。キーホルダーの装着は可とする。ただし、装着の際は以下を守ること。
  - ・無くして困るものや、機能性のあるものはつけない。
  - 例) 個人が特定されるような写真、高価なもの、電子機器、光るもの、遊び目的に使用できるもの、危険なもの、音が出るもの（ただし、防犯ブザーは可）等
  - ・数は2個までつけてよいが、大きさは2つ合わせても8cm×8cm×8cm程度以内とする。ただし、チェーン等の紐は含まない。

## 3 頭髪について

- ① 頭髪は清潔で中学生らしい髪型とする。
  - 例) 勉強や運動がしやすい髪型、周囲に不快感を与えない髪型

## 4 所持品について

- ① 学習に関係のないものは持ってこない。  
例) ゲーム機、音楽プレーヤー、マンガ、不必要な現金、カッター、お菓子 等

## 5 欠席・遅刻・早退について

- ① 昇降口は7:40に開錠する。
- ② 8:10に出席確認を行う。そのためロッカーに荷物をしまい、着席し朝読書を行う。
- ③ 欠席・遅刻・早退連絡は、8:00までに保護者がさくら連絡網か電話連絡で行う。

## 6 職員室での作法

- ① テスト当日は終日入室しない。また、会議中も入室しない。
- ② 通学用カバン等の荷物は廊下で降ろし、入室する。
- ③ 用事のある先生を確認し、会話中や電話中であれば、廊下で待機して会話を遮ることのないように気を付ける。

## 7 部活動について

- ① 活動開始時刻は、帰りのあいさつから15分以内に開始できるように、速やかに活動場所へ移動し、準備すること。
- ② テスト3日前からテスト週間として練習を中止する。ただし、公式戦の近い部については申し出により許可することもある。
- ③ 完全下校時刻  
4月～9月 18:30    10月 18:00    11月～2月 17:30    3月 18:00  
※ 活動（競技等）の特性と、活動場所の状況、大会スケジュール等によって一部終了時刻を変更にすることもある。

## 8 保健室の利用の仕方

- (1) 病気・けがをしたときは、次の手順を踏み、保健室で手当てを受ける。
  - ① 授業中 … 教科担任の先生に申し出る。(保健室利用カード持参)
  - ② 休み時間中 … 次時の教科担任の先生に申し出る。(保健室利用カード持参)
  - ③ 部活動中 … 顧問の先生に申し出る。
  - ④ 緊急の場合 … 保健室に直接来る。後から担任の先生や顧問の先生に伝える。
- (2) 病気やけが等で遅刻や早退をする場合
  - ① 養護教諭の指示により、担任の許可を得て保護者に迎えに来てもらい早退する。
  - ② 遅刻して登校してきた時は、必ず職員室に寄り、経過を学年の先生に報告する。
- (3) その他
  - ① 学校生活や部活動でけがをして受診した際には、必ず顧問、担任、養護教諭に申し出る。(スポーツ振興センターの手続きがあるため)
  - ② 体調不良等により保健室で休む場合は、原則として1時間とする。それ以上の時間の利用は認めない。1時間経っても体調が優れない場合は、早退となる。

※ 学校の決まりは、生徒たちの安全と自治的で秩序ある生活のために存在します。改善した方がよいところがあれば、その都度話し合いを経て変更していきます。